

◆2 3/19 連続市民公開講座 第10回「乳から見える世界いろいろ」
～持続可能な日本型乳食文化創造に向けて～

山梨大学は読売新聞甲府支局と共催し今年度のテーマは「地を識る～知の拠点から～」と題した全10回の連続市民講座を第3土曜日に開催しております。今回は今年度の最終講座となります。皆様のお越しをお待ちしております。
http://www4.yamanashi.ac.jp/modules/extension_courses/index.php?content_id=2

◎講師 生命環境学部 教授 谷本守正先生

◎テーマについて

人類とウシさんの関わりは古く、ウシさんから乳をいただき、様々な形態の乳製品を作り上げ、食してきました。乳を考えてみると、人類を含め哺乳動物は、生後しばらくは乳のみで成長し、乳は成長への理想的な食品ともいえます。乳の利活用により、動物を生かしながら動物性食品を摂取でき、乳の利活用は人類の食料確保の知恵の産物でもあります。

日本においても、戦後急速に普及し、乳食文化を形成してきました。しかし今日、食の多様化、グローバルな需給環境、源である酪農家の減少、国内人口構成比の変化などから、乳の消費量の低迷、生乳生産量の減少など、持続可能な農・食の布石が喫緊の課題となっています。次世代につながる乳食文化を創造する上で、地を識り、知の結集が必要です。講義では今後の乳食文化創造に繋がる施策・課題を考えてみたいと思います。

【実施日】 平成28年3月19日（土）

【会場】 山梨大学 甲府東キャンパスA2-21教室（キャンパスマップ）

【時間】 午後1:30～3:00まで（午後1:00開場）

【定員】 330人

【受講料】 無料

【申込方法】 申込が無くても聴講は可能です。

【問い合わせ先】

・電話：055-220-8044（もしくは8043）

・FAX：055-220-8796

・電子メール：koukai-kouza@yamanashi.ac.jp



■02: 公募情報（5件）

◆1 【公募受付開始】平成28年3月2日（水）～4月11日（月）17:00 必着
「平成28年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金
（地域中小企業知的財産支援力強化事業）」の公募を開始しました

関東経済産業局は、平成28年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（地域中小企業知的財産支援力強化事業）の公募を開始しました。詳細はリンク先で確認下さい。

※リンク先

http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/tokkyo/28fy_chizaishien_kyouka.html

●公募主旨

本事業は、中小企業等に対する知的財産支援の先導的な取組に要する経費を補助し、知的財産支援体制の構築や連携強化の促進等による地域における知的財産支援の強化を図るとともに、優れた取組事例を全国展開することにより、中小企業等による知的財産の保護・活用を促進することを目的としています。

今回、本補助金の対象となる事業を実施する事業者を次の要領で募集いたしま

す。

●補助対象となる事業

本事業において補助の対象となるのは、具体的には以下に掲げる事業の全部又は一部とし、A、B、C、Dにより提案するものとします。

1. 個別・直接支援重視事業（申請区分 A）

地域の中小企業等の知的財産活用を促進するために、専門家派遣等の個別・直接的な支援を重視した先導的な事業。

2. 先導的仕組み構築重視事業（申請区分 B）

地域の中小企業等の知的財産活用を促進するために、地域における先導的な仕組みづくりを重視した事業。

3. 広域・連携型先導的仕組み構築重視事業（申請区分 C）

複数者の連携による中小企業等の知的財産活用を促進するための先導的な仕組みづくりを重視した事業であって、地域間の実施や連携によるもの。

※1：複数者の連携による取組であることを必須とします（コンソーシアム形式である必要はありません）。

※2：都道府県域を越えた実施又は連携を必須とします。

4. 重点課題解決型事業（申請区分 D）

国で一律に解決が困難な課題について、地域における先導的な取組を通じ解決を目指すもの。

※28年度の課題としては「デザイン力強化支援事業」、「中小企業の初めての特許等の出願を促す事業」及び「知財を活用した標準化に関する事業」とします。

※申請者の主たる事務所の所在地が当局の所轄地域にあることを必須とします。

●応募資格

本事業の対象となる応募者は、次の条件を満たす法人（地方公共団体を除く）とします。

コンソーシアム形式による応募も認めますが、その場合は幹事法人（申請者）を決めていただくとともに、幹事法人が応募書類を提出してください。ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に委託することはできません。なお、幹事法人にのみ交付決定を行います。

1) 日本に拠点を有し、法人格（内国法人格）を有していること。

2) 事業の管理運営について責任をもって実施する事業者であること。

3) 本事業を的確に遂行する組織、人員、能力等を有していること。

4) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

5) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

●補助率

事業内容に記載する各事業の補助率は、以下のとおりです。

1) 個別・直接支援重視事業（申請区分A）：

補助対象経費の1/2以内（地方公共団体の負担する額以内）

2) 先導的仕組み構築重視事業（申請区分B）：

補助対象経費の1/2以内（地方公共団体が補助事業に要する経費の1/4以上を負担する場合に限り）

3) 広域・連携型先導的仕組み構築重視事業（申請区分C）：

定額（1千万円を上限とします）

4) 重点課題解決型事業（申請区分D）：

定額（1千万円を上限とします）

※なお、最終的な実施内容、交付決定額は、関東経済産業局と調整した上で決定することとします。

●公募期間

・募集開始日 平成28年3月 2日（水）

- ・締切日 平成28年4月11日(月) 17時必着
- ・参加方法 参加希望の場合は、機関・企業名、出席者名、電話番号を明記の上、関東経済産業局産業技術課特許室まで E-MAIL 又は FAX にてお申込下さい。
メールアドレス : kanto-chizai@meti.go.jp
FAX 番号 : 048-601-1287

●公募要領、関連書類等について

公募要領、関連書類等は、リンク先でダウンロードして下さい。

●応募書類の提出先・問合せ先

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

関東経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室 担当：西田、西村、塚原

FAX : 048-601-1287 E-MAIL : kanto-chizai@meti.go.jp

※お問い合わせは電子メール又はFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

※お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「中小企業知的財産活動支援事業費補助金(地域中小企業知的財産支援力強化事業)」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

-
- ◆2 【公募受付開始】平成28年3月1日(火)～5月10日(火) 正午
JST研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)
「ステージⅡ：平成28年度課題提案募集のご案内」
<http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/h28stage2-1.html>

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)は以下要領で、研究成果展開事業研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)ステージ2平成28年度課題提案募集を行います。詳細はリンク先で確認下さい。

※公募内容リンク先 : <http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/h28stage2-1.html>

※公募説明会案内 : <http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/entry.html>

●募集概要

(参考)研究成果展開事業研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)サイト
<http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/index.html>

1. 対象となる支援タイプ・公募期間

ステージ2：シーズ育成タイプ 平成28年3月1日(火)～5月10日(火) 正午

※府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による電子申請となります。

●採択予定件数

1. 20 課題程度

※件数は課題提案の状況や予算により変動します。

●ステージ2：シーズ育成タイプについて

1. 支援の目的

大学等のシーズとしての実シーズとしての実用性検証フェーズにおいて、中核技術の構築を目指した産学共同開発を支援

2. 申請者

開発実施企業と大学等の研究者

3. 研究開発期間

2～6年

4. 研究開発費(間接経費含む)

2,000万円～5億円まで(マッチングファンド)

●シーズ育成タイプの研究開発体制

1. 採択後の責務等

提案課題が採択されたプロジェクトリーダー等は、ステージ2、ステージ3の実施及び支出される研究開発費の執行に当たって、守っていただかなければならない責務があります。プロジェクトリーダーの要件、責務は実施する支援タイプにより異なります。詳細は公募要領の各支援タイプの項を必ず確認してください。

2. 募集・選考スケジュールについて

募集締切後のおおよその選考スケジュールは以下の通りです。

- ・書類選考平成28年5月中旬～6月下旬
- ・面接選考平成28年7月中旬～下旬
- ・課題選定平成28年8月中旬～下旬
- ・研究開発開始平成28年10月1日（予定）

※最終審査の結果については採否にかかわらず、プロジェクトリーダーに通知します。

●その他、

公募にあたっての留意点やタイプ別詳細に関しては、リンク先で「公募要領等、説明資料」をダウンロードし、公募要領全文をご覧ください。

●本件に関するお問い合わせ

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

産学連携展開部 研究支援グループ

TEL：03-5214-8994 FAX：03-5214-8999

E-Mail：a-step@jst.go.jp

◆3【公募受付開始】平成28年3月7日（月）～6月10日（金）正午

JST研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）

「ステージⅢ：平成28年度課題提案募集のご案内」

<http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/h28stage2-1.html>

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）は以下要領で、研究成果展開事業研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）ステージ2 平成28年度課題提案募集を行います。詳細はリンク先で確認下さい。

※公募内容リンク先：<http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/h28stage2-1.html>

※公募説明会案内：<http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/entry.html>

●募集概要

（参考）研究成果展開事業研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）サイト

<http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/index.html>

○対象となる支援タイプ・公募期間

ステージ3（NexTEP-Bタイプ：実証試験・実用化）

平成28年3月7日（月）～6月10日（金）正午

※府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による電子申請となります。

●採択予定件数 若干数

※件数は課題提案の状況や予算により変動します。

●（ご参考）公募内容【ステージ3】「NexTEP-Bタイプ」

※ <http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/h28nextep-b-1.html>

○支援目的

概要

大学等の研究成果に基づく実用性が検証されているシーズのうち、研究開発型企業の比較的小さな規模の実用化開発を支援します。

- ・研究開発型の企業が、企業化の難しい開発（以下 開発という）に果敢に挑戦し、イノベーションの創出に寄与することを期待します。開発期間終了後、開発成果を実施して売上等の収入が計上された場合、
- ・企業は JST に成果実施の対価としての実施料を支払います。
- ・JST は支払われた実施料から JST 分を差し引き、シーズの所有者へ還元します。

○研究開発期間、研究開発費

最長 5 年、3 億円まで（マッチングファンド：実施料納付）

○研究開発体制

- ・研究開発型企业の中で開発チームを組織し、実用化開発を行っていただきます。
- ・JST は開発実施企業に開発経費（「研究開発費」について、NexTEP-B タイプにおいては「開発経費」と表します。）を支出（マッチングファンド形式）し、NexTEP 評価委員会等による技術支援を行います。
- ・終了時には、企業化開発（経済的、技術的側面から企業的規模で実証的な試験を行い、問題点を検討し、企業等で使用できる実用技術とすること）の成果をもとに、実際の商業生産に用いる実用化を目指していただきます。

●シーズ育成タイプの研究開発体制

○採択後の責務等

提案課題が採択されたプロジェクトリーダー等は、ステージⅡ、ステージⅢの実施及び支出される研究開発費の執行に当たって、守っていただかなければならない責務があります。プロジェクトリーダーの要件、責務は実施する支援タイプにより異なります。詳細は公募要領の各支援タイプの項を必ず確認してください。

○募集・選考スケジュールについて

募集締切後のおおよその選考スケジュールは以下の通りです。

- ・書類選考平成 28 年 6 月中旬～7 月下旬
- ・面接選考平成 28 年 8 月中旬～下旬
- ・課題選定平成 28 年 8 月中旬～下旬
- ・研究開発開始平成 28 年 12 月 1 日（予定）

※ 最終審査の結果については採否にかかわらず、プロジェクトリーダーに通知します。

●その他、

公募にあたっての留意点やタイプ別詳細に関しては、リンク先で「公募要領等、説明資料」をダウンロードし、公募要領全文をご覧ください。

●本件に関するお問い合わせ

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

産学連携展開部 研究支援グループ

TEL：03-5214-8994 FAX：03-5214-8999

E-Mail：a-step@jst.go.jp

◆4【公募受付開始】NEDO

平成28年度「中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業」に係る公募

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、「中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業」に係る実用化開発テーマを下記のとおり広く公募し、助成する予定です。詳細はリンク先で確認下さい。

※リンク先 http://www.nedo.go.jp/koubo/CA1_100103.html

●事業内容

本事業では、中小企業等が橋渡し研究機関から技術シーズの移転を受けてビジネスにつなげることや、中小企業等が保有する技術を橋渡し研究機関の能力を活用して迅速かつ着実に実用化することを通じて、中小企業等が技術力向上や生産方法等の革新等を実現することを支援します。加えて、上述のような取組をNEDOが支援することにより、橋渡し研究機関が積極的にその機能強化に取り組むことを促進します。詳細は、公募開始時に公開される公募要領等をご確認ください。前回（平成27年度）の公募内容はリンク先サイトから参照できます。

●応募方法等

公募要領等の詳細は公募開始日にNEDOのホームページに掲載します。

●e-Rad

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提案内容等をご登録いただく必要がございます。提案内容のご登録方法等、詳細は公募要領等をご覧ください。

●応募期間（予定）

- (1) 事業を実施する中小企業等の募集→平成28年3月下旬開始予定
- (2) 橋渡し研究機関の申請受付→平成28年3月下旬開始予定

●問い合わせ先

イノベーション推進部 プラットフォームグループ

担当者：板倉、渡邊、梅村、綱島

TEL：044-520-5175

E-MAIL：hashiwatashi28@nedo.go.jp

5【公募受付開始】NEDO 平成28年3月11日～平成28年5月11日

平成28年度「新エネルギーベンチャー技術革新事業」に係る公募について

前回メルマガで「予告」として掲載した公募が開始されました。

●国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、平成28年度「新エネルギーベンチャー技術革新事業」に係る実施者を一般に広く募集する予定です。詳細はリンク先で確認下さい。

※リンク先 http://www.nedo.go.jp/koubo/CA1_100100.html

●事業内容

本事業は、再生可能エネルギー分野の重要性に着目し、中小企業等（ベンチャーを含む）が保有している潜在的技術シーズを基にした技術開発を公募により実施するものです。本事業では、申請テーマに関して技術や事業化の面での優位性や独自性等の観点から選抜・育成し、事業化を見据えた技術開発支援を行います。

本事業が対象とする技術分野は、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス利用、太陽熱利用及びその他の未利用エネルギー分野並びに再生可能エネルギーの普及、エネルギー源の多様化に資する新規技術（燃料電池、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等）です。

平成 28 年度より、事業内容を拡充し、大規模実証研究開発（フェーズ D）に対する支援を開始いたします。また、イノベーション・コースト構想の推進につながる新エネルギー分野の技術開発や実用化・実証研究については、支援を強化して取り組みます。

詳細は、公募開始時に公開される公募要領等をご確認ください。

●応募方法等 上記リンク先で、確認ください。

●公募期間 平成 28 年 3 月 11 日～平成 28 年 5 月 11 日

●問い合わせ先

イノベーション推進部 プラットフォームグループ

TEL : 044-520-5171 FAX : 044-520-5178

E-MAIL : venture28@nedo.go.jp



■03: 特許庁情報

◆1 3/10 「2015 年度 模倣被害調査報告書」を取りまとめました

特許庁は「2015 年度 模倣被害調査報告書」を取りまとめ、3 / 1 0 に公表しました。詳細はリンク先で確認下さい。

※リンク先

<http://www.meti.go.jp/press/2015/03/20160310001/20160310001.html>

●本件の概要

2014 年度における我が国企業等の模倣被害実態等を「2015 年度 模倣被害調査報告書」として取りまとめました。

2014 年度に模倣被害を受けた企業の割合（模倣被害率）は、大きな変動はなく、21.9%でした。国・地域別では、中国における被害率が 64.1%と依然として高く、次いで韓国、アセアン 6 カ国、台湾と続いています。

このような状況に対して、模倣被害対策を講じた企業の割合（模倣被害対策実施率）は、前年度比 9.7 ポイント増の 51.6%となり、企業規模別で見ると、大企業は前年度比 8.0 ポイント増の 55.3%、中小企業は前年度比 11.1 ポイント増の 49.0%でした。

●調査の背景

近年、模倣品・海賊版の流通は世界的に拡大し、その被害の内容も多様化・複雑化しています。このような背景から、特許庁は、関係省庁や外国政府、国際機関等と連携し、海外における日系企業の支援、国内における取締活動への協力、消費者への普及・啓発等を進めております。

本調査は、企業等の国内外での模倣被害の実態に関する情報を収集・分析するためのアンケート調査であり、模倣品・海賊版対策の政策立案等に活用するとともに、企業等における模倣品・海賊版対策や、消費者への普及・啓発等に活用することを目的として、1996 年度以降、毎年度実施しています。

●調査結果の概要

2014 年度の模倣被害率（本調査に回答した企業等のうち、模倣被害ありと回答した企業等の割合＝模倣被害社数／総回答社数）は 21.9%となっています。

権利別の被害の割合は、商標が 56.4%、特許・実用新案が 34.0%、意匠が 30.0%、著作物が 17.4%となっており、近年の傾向とほぼ同様です。

インターネット上で模倣被害を受けた企業は、模倣被害を受けた企業のうち 62.3%であり、引き続き高い水準に留まっています。

国・地域別では、模倣被害を受けた企業の 64.1%が中国において被害を受けたと回答しており、依然として同国における被害率が高くなっています。次いで韓

国が 18.9%、アセアン 6 カ国が 18.8%、台湾が 18.0%と続いており、アジア地域での模倣被害が引き続き深刻な状況となっています。

このような状況に対する企業の模倣被害対策の実施率としては、前年度比 9.7 ポイント増の 51.6%となっており、企業規模別で見ると、大企業は前年度比 8.0 ポイント増の 55.3%、中小企業は前年度比 11.1 ポイント増の 49.0%となっています。

また、今後の模倣被害対策については、中国に加えてアセアン 6 カ国における対策が重視され、引き続き対策強化を図る傾向がうかがわれます。

企業による模倣品対策の例としては、単独での行政摘発や税関での水際対策に加え、複数社共同での調査・摘発や製品が模倣されにくいような設計面での工夫など、自主的な取組が行われています。

●今後の対応

特許庁は、これまで海外で模倣品の被害を受けている中小企業に対して、現地侵害調査、模倣品業者への警告文作成及び行政摘発のための費用の補助などを通じて、模倣品対策を支援してきました。今後とも、本調査結果を政策立案等に活用するとともに、我が国企業等の模倣被害を減らすための模倣品対策に努めてまいります。

<アンケート調査の概要>

(1) 調査の対象

過去 5 年間（2010 年度～2014 年度）において日本で特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願を行った国内の企業・団体のうち、合計出願件数の多い上位 8,069 社が調査対象。

(2) 調査内容・調査方法

2 014 年度（2014 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日）の企業の国内外での模倣被害や被害対策の状況等について「模倣被害に関するアンケート調査票」を送付、回収。

(3) 調査実施期間

2015 年 9 月 14 日 ～ 11 月 30 日

(4) アンケート調査の回収状況

調査票の回収数は 4,105 社、そのうち有効回答は 4,090 社、有効回答率は 50.7%（4,090 社/8,069 社）。

今回の調査結果や企業による模倣品対策の取組事例は、特許庁ホームページ上で公開しています。昨年度までの報告書も、特許庁ホームページで御覧いただけます。

(<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/jittai.htm>)

●本件担当

特許庁総務部国際協力課

◆2 簡便・迅速・的確に世界各国での商標権取得ができるようになります
～日本の類似群コードを活用して商品・役務名の調査が可能になりました

特許庁が 3 月 11 日に公表した資料を転載します。詳細はリンク先で確認下さい。

○より簡便・迅速・的確に世界各国での商標権取得ができるようになります
～日本の類似群コードを活用して商品・役務名の調査が可能になりました～

※リンク先

<http://www.meti.go.jp/press/2015/03/20160311002/20160311002.html>

● 世界知的所有権機関（WIPO）が保有する世界最大級の商品・役務名のデータベースである「Madrid Goods & Services Manager（MGS）」に、特許庁が提供する「類似群コード」の掲載が開始されました。

これにより、「類似群コード」（※1）を使用して各国で認められる商品・役務名を調査することができ、商標の国際出願（マドリッド・プロトコルを利用した国際出願）のユーザーの利便性の向上が期待されます。

● 背景

企業活動をグローバルに展開していく上で、進出先の各国において商標権を迅速かつ的確に取得することが重要です。商標権は、マークと使用する商品・役務からなるため、商標を出願する際には商品・役務名を明確に記載する必要がありますが、商品・役務名が全ての国で認められるとは限りません。そして、商標の国際出願をする際、出願先の国で認められる英語の商品・役務名を確認するためのツールとして、WIPO が提供するデータベース「MGS」がありますが、これまでは、我が国の有用な「類似群コード」を利用して調査することはできませんでした。

特許庁は、2014 年 8 月に WIPO と新たに締結した協力覚書に基づき、「MGS」に掲載の商品・役務名について、我が国が用いている類似群コード情報を WIPO へ提供してきました。また、WIPO では、「MGS」の検索結果に類似群コードを表示したり、類似群コードを用いて商品・役務名を調査したりするための機能を開発してきました。

この結果、「MGS」において上記機能が利用可能となりました。

● 「MGS」への類似群コード情報の掲載により便利になったこと

我が国のユーザーが、商標の国際出願をする際に、新たに、慣れ親しんだ日本の類似群コードを使用して WIPO 及び主要なマドリッド・プロトコル加盟国で認められる英語の商品・役務名を調査することが可能になりました。これにより、我が国のユーザーが、より簡便・的確に世界各国で適切とされる商品・役務名の調査を行うことができるようになり、商品・役務名に関する拒絶の通報を受けることなく、各国において商標権を早期に取得できることが期待されます。

今後も、特許庁は、WIPO 等の外国知的財産機関への協力を通じ、我が国企業のグローバルな事業活動の支援に努めてまいります。

※1 類似群コードとは

生産部門、販売部門、原材料、品質等において共通性を有する商品、又は、提供手段、目的若しくは提供場所等において共通性を有する役務をグルーピングし、その各グループを五桁のコードで表したものの。

● 本発表資料のお問い合わせ先

特許庁審査業務部商標課長 青木

担当者： 森山、山田

電話：03-3581-1101（内線 2835）：03-3580-6864（直通）

：03-3580-5907（FAX）



▼ 連絡先

国立大学法人山梨大学

社会連携・研究支援機構

社会連携・知財管理センター

TEL:055-220-8759

FAX:055-220-8757

renkei-as@yamanashi.ac.jp



1) このメールの内容は、提供された会員様限りでご使用下さい。

2) メールの内容については国立大学法人山梨大学が著作権を有します。